

国不建推第40号
国不専建第30号
令和3年12月1日

主要民間団体担当理事 殿

国土交通省不動産・建設経済局 建設業課長
建設市場整備課長
(公印省略)

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

今般、別添のとおり建設業者団体を通じて下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等につき、建設企業に対する指導の徹底を図ったところです。

今後、資材や原油の価格高騰等が続く中、資金需要の増大が予想される冬期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する適切な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため十分な配慮が必要であるとともに、今般の新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響により、建設企業や技能労働者の事業や生業の継続に支障が生じることがないように特段の配慮が必要です。

また、発注者と元請負人の間の契約の適正化を図ることは、それぞれの責任と役割の分担が明確化するとともに、適正な施工の確保にも資することとなり、発注者の利益につながるることとなります。

については、貴団体傘下の各企業において、下請契約の適正化確保の観点から、発注者と元請負人の関係においても、材料費や燃料費等について、市場価格を参考に適切な価格設定となるよう配慮いただくとともに、納期の長期化が見られる場合には、工期設定や工程管理においても十分な配慮をお願いします。また、当初の契約どおり工事が進行せず、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金の額に変更が生じる場合には、双方の協議により適切に対応していただきますようよろしくお願いします。

なお、この趣旨及び内容を十分にご理解いただくとともに、適正な工期の確保、請負代金の設定及び適切な代金の支払等、適正な契約の締結とその履行に御協力をいただきたく、建設業者団体あての通知を参考までに送付致します。